後期高齢者医療制度 保険料率などが変わりました

問い合わせ　課税課☎㉚9114

保険料の計算方法

平成30年度の後期高齢者医療制度の保険料は、次のとおり計算し、７月中旬に保険料額決定通知書を送付します。

年間保険料（限度額62万円）

均等割額
45,500円
＋
所得割額
所得(※)×所得割率8.76％

※前年中の総所得金額などから基礎控除（33万円）を除いたもの
均等割額：被保険者全員が均等に負担する額

保険料率

	３月末まで		４月から
均等割額	44,795円	→	45,500円
所得割率	8.97％	→	8.76％
限度額	57万円	→	62万円

保険料の軽減

保険料を計算する際、次の軽減措置があります。

■所得金額に応じた軽減

世帯内の被保険者と世帯主の前年中の所得金額に応じて、表のとおり均等割額が軽減されます。
このうち、均等割額を２割または５割軽減する場合の所得の基準額が拡充されました。

世帯内の被保険者と世帯主の前年中所得の合計額		軽減後の均等割額（年額）
33万円以下	世帯内の被保険者全員の所得額（公的年金の所得は控除額を80万円として計算）が０円の場合	９割軽減 4,550円
	上記以外の場合	8.5割軽減 6,825円
「33万円＋27万５千円×被保険者数」以下		５割軽減 22,750円
「33万円＋50万円×被保険者数」以下		２割軽減 36,400円

※所得が公的年金の場合は、軽減判定の際に限り、15万円を限度として控除があります
※判定の際、「専従者控除」「居住用財産や収用により譲渡した場合等の課税の特例」は適用されません
※所得などの申告がない場合は軽減されません
※軽減判定は、賦課期日（毎年４月１日または資格取得日）時点で行われます

■健康保険組合（健保組合）などの被扶養者であった人に対する軽減

後期高齢者医療制度加入直前に、健保組合など（国民健康保険および国民健康保険組合は除く）の被扶養者だった人は、特例措置で所得割額の負担はなく、均等割額が５割軽減され、平成30年度の年間保険料額は22,750円です。ただし、均等割額の９割軽減または8.5割軽減にも該当する人は、年間保険料額が4,550円または6,825円です。

※所得割額の軽減の終了

基礎控除後の総所得金額などが58万円以下の人の所得割額の軽減特例措置は終了しました。

多文化共生の扉
―おもてなしは理解から―

問い合わせ　協働推進課☎㉚0201

２０１７年の訪日外国人約２８６９万人のうち、中国人は約７３５万人でした（ＪＮＴＯ日本政府観光局調べ）。中国にとって、日本は人気の高い海外旅行先の１つです。このような流れの中、昨年４月、外務省は中国人向け**「数次ビザ」**の発給を緩和しました。「十分な経済力を有する人」を対象に発給される数次ビザは、発給後３年間という有効期間内であれば何度でも日本に入国が可能なビザで、１回の滞在期間は30日以内です。また、「相当の高所得者」を対象に発給される数次ビザの有効期間は５年間で、１回の滞在期間は90日以内です。

日本の外国人観光客の受け入れ環境も改善されています。フリーＷｉ－Ｆｉや新決済手段の導入、免税店や多言語表記の増加などが各地で進んでいます。外国人観光客向けにＳＮＳで情報を発信したり、インバウンド対応の人材を育成したりといった、ソフト面の充実も進んでおり、日本の魅力といわれる「おもてなし」は確実にレベルアップしています。

最近の中国人観光客の需要も「モノ」から「コト」にシフトしています。「爆買い」と呼ばれる中国人観光客の消費動向は過去の話になりつつあります。大人数での団体旅行から個人旅行に、また、王道のゴールデンルートから特定の文化テーマで目的地を選ぶ動きが出ています。日本の大都市も良いが、地方の魅力も楽しみたいと考える人が増えています。中国人向け数次ビザの発給により、このようなリピーターはますます増えるでしょう。また、単純に「見るだけ」の観光ではもはや物足りません。地方に住む人の生活も見てみたいし、住民との交流や生活文化を体験したいと思っています。

このように、中国人観光客も含め、観光の質を求める外国人観光客は増加しており、日本の地方が持つ「本当の魅力・本当の宝」にも注目が集まっています。外国人観光客に対し理解を深め、その人が何を求めているのか、どんなことに関心を持っているのかを把握することが大切です。外国人観客と受け入れ側のニーズがマッチすると、「日本ファン」の外国人はさらに増えることでしょう。

多文化共生相談員
陳琳（ちん・りん）さん

外国語で相談対応ができる「多文化共生相談員」を配置しています。
とき　全て９:00～16:00
●中国語　火・木曜日
陳琳（ちん・りん）相談員
●タガログ語・英語
水・金曜日
竹下理恵相談員
ところ　市民活動センター
内容　生活情報の提供、市役所や学校、保育園での手続きなどの相談や通訳

国民健康保険税が変わりました

国民健康保険税の賦課限度額の変更

平成30年度の医療保険分の賦課限度額を、54万円から58万円に変更しました。

※国民健康保険税の「後期高齢者支援金分（19万円）」「介護保険分（16万円）」の賦課限度額は、平成29年度と同じです

国民健康保険税の軽減制度の拡大

１年間の所得が基準額以下の世帯は、国民健康保険税の均等割額と平等割額が軽減されます。

このうち、５割軽減と２割軽減の対象となる世帯を拡大しました。

国民健康保険税の計算は世帯ごとです

国民健康保険税の税額は、世帯内の加入者に対し、それぞれの「所得割」「資産割」「均等割」「平等割」の４つの合計で世帯ごとに計算し、納税義務者である世帯主に課税されます。また、年度の途中で加入者数などに異動があった場合は、月割での計算となります。

国民健康保険税の軽減制度の基準額

	平成29年度	平成30年度
７割軽減	基礎控除額（33万円）以下の世帯	
５割軽減	基礎控除額（33万円）＋27万円×（国保加入者数＋特定同一世帯所属者数）以下の世帯	基礎控除額（33万円）＋**27.5万円**×（国保加入者数＋特定同一世帯所属者数）以下の世帯
２割軽減	基礎控除額（33万円）＋49万円×（国保加入者数＋特定同一世帯所属者数）以下の世帯	基礎控除額（33万円）＋**50万円**×（国保加入者数＋特定同一世帯所属者数）以下の世帯

※軽減判定の対象は、世帯主（擬制世帯主含む）、国保加入者、特定同一世帯所属者の総所得の合計額とする
※**特定同一世帯所属者**…国民健康保険に加入したまま75歳を迎えることなどにより、後期高齢者医療制度へ移行した人

納付方法

特別徴収と普通徴収があります。

●特別徴収
国民健康保険税を年金から天引きして納付する方法です。

特別徴収の対象となる人は、国民健康保険の加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯主で、年額18万円以上の年金を受給している人です。ただし、年度途中で75歳になる人や、介護保険料と国民健康保険税を合わせた額が特別徴収する年金額の２分の１を超える場合などは特別徴収を行いません。

なお、希望する人は、口座振替での納付もできます。

●普通徴収
特別徴収の対象とならない人が、納付書や口座振替で納付する方法です。

７月中旬に世帯主に納税通知書を送付します。詳しくは、納税通知書や通知に同封する「国保のしおり」を確認してください。

国民健康保険税の納期

徴収方法	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月
普通徴収 年８回納付				○ 第１期	○ 第２期	○ 第３期	○ 第４期	○ 第５期	○ 第６期	○ 第７期	○ 第８期
特別徴収 年６回天引き	○		○		○		○		○		○

※普通徴収の納期限は、各該当月の月末（12月のみ25日）。納期限が土・日・祝・休日の場合は、その翌営業日

問い合わせ

●国保税の計算・納付方法
課税課保険税係☎㉚9114
●国保税の納付
税制収納課徴収係☎㉚9111
●口座振替
税制収納課税制管理係☎㉚9110
●国保の資格取得・喪失の手続き
保険課国保年金係☎㉚9159